

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月18日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社アスティ
【報告者の住所又は所在地】	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
【電話番号】	03（5348）7361
【事務連絡者氏名】	取締役 加藤 健生
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社アスティ (東京都新宿区北新宿二丁目21番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社アスティをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社イデアインターナショナルをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株券に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を示すものとします。

(注9) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

株式会社イデアインターナショナル

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

平成26年2月17日（月曜日）から平成26年3月17日（月曜日）まで（21営業日）

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（146,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の株の合計（146,500株）が買付予定数の下限（146,500株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成26年3月18日に株式会社東京証券取引所兜倶楽部において、報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	146,500（株）	146,500（株）
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—
合計	146,500（株）	146,500（株）
（潜在株券等の数の合計）	—	—

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（個）(a)	1,465
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	—
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（個）(d)	19,460
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	—
対象者の総株主等の議決権の数（平成26年2月14日現在）（個）(g)	26,881
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d) / (g+ (b-c) + (e-f)) ×100) (%)	77.83

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数（平成26年2月14日現在）（個）(g)」は、対象者の第19期第2四半期報告書に記載の平成25年12月31日現在の対象者の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）として記載している21,991個に、対象者が平成25年11月14日に公表した「日本リレント化粧品株式会社の吸収合併に関するお知らせ」のとおり、平成26年2月1日を効力発生日として、日本リレント化粧品株式会社を吸収合併したことより平成26年2月1日付けで新たに発行された対象者株式数（489,000株）に係る議決権の数4,890個を加算した数を記載しています。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成26年2月14日現在の対象者株式の発行済普通株式数（2,737,000株）から対象者の上記四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在の対象者が保有する自己株式数(48,600株)を控除した株式数(2,688,400株)に係る議決権の数26,884個を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。